

琉球大学学術リポジトリ

西表国有林の農業的利用状況(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/4256

西表国有林の農業的利用状況

篠原 武夫*

Takeo SHINOHARA : The situation of utilization
as agricultural land in the Iriomote National Forest

I はじめに

昭和49年の本県農家1戸当りの経営耕地面積は、0.80 ha で全国平均の72%である。このように本県の農業は経営規模が極めて零細であり、そのことが農業近代化を阻害している最も大きな要因でもある。

ところで経営規模を拡大して農業の発展を図るひとつの方法として、国有林の農業的利用の促進化問題がある。本県の国有林約3.3万haは本島北部と西表島に存し、両国有林には復帰前に琉球政府によって農業用地として地元（国頭村・東村・西表島）の農家に貸付られた林地があり、また西表国有林には開拓移民事業用地として利用されている林地も存する。このように国有林は農家経済の向上に大きく寄与してきた。本論では戦後の西表国有林における農業的利用状況を島の農業構造との関連で明らかにしたい。

II 農業構造

昭和47年度の産業別就業者数は、表1の通りである。

表 1. 産業別就業者数

単位：人

地区名	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
大原	132	5	3	140
大富	90	1	2	93
古見	32	1	—	33
美原	30	1	—	31
上原	142	8	8	158
西表	102	7	5	114
白浜	8	2	2	12
舟浮	20	1	—	21
計	556 (92.4)	26 (4.3)	20 (3.3)	602 (100.0)

注：町役場資料より作成。昭和47年。（ ）内は割合(%)。

第1次産業は農業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業、

* 琉球大学農学部林学科

第2次産業は建設業、製造業、鉱業、卸売、小売業、
 第3次産業は金融保険業、不動産業、運輸通信業、電気、ガス、水道、
 サービス業、公務、分類不能の産業である。昭和47年の総人口は1,989
 人(世帯数573戸)である。

第1次産業(さとうきび、パイナップル、水稲など)は全体の92.4%を占めて最も多く、第2次産業は4.3%、第3次産業は3.3%である。今日、第2次産業の最も代表的なものは西部上原にある竹富町農業協同組合西表工場(パイナップル工場)と東部大原の与那国製糖西表事業所の2つである。昭和48年の従業員数は前者が5名、後者が7名であった。昭和47年までは大富に琉球産業のパイナップル工場があったが、同工場は①原料不足、②女工が思うように調達できないといった労働力不足、③農場の拡張問題、なかでもタケノコかん詰を目的とした竹林栽培にまで手を挙げすぎた、などの理由で48年に倒産している。

以上から西表島の産業構造が第1次産業=農業中心であることを知ったが、つぎは表2で産業別の生産所得を明らかにしよう。同表をみても第1次産業は全体の78.1%を占めてトップであり、第2次産業は2.1%、第3次産業は19.8%である。

表2. 産業別生産所得

単位:千円

地区名	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
大原	23,592	1,246	509	25,347
大富	8,511	-	763	9,274
古見	3,209	360	378	3,947
美原	3,128	-	241	3,369
上原	9,766	1	2,088	11,855
西表	11,717	-	374	12,091
白浜	-	-	10,225	10,225
舟浮	614	-	825	1,439
計	60,537 (78.1)	1,607 (2.1)	15,403 (19.8)	77,547 (100.0)

注:町役場資料より作成。昭和47年。()内は割合(%)。

それでは以下で農業の生産構造を明らかにする。まず昭和45年頃の島の土地利用区分を表3で示そう。

表3. 西表島の土地利用区分状況

単位:ha

地目	山林	田	畑	宅地	河川	飛行場	計
面積	27,893	430	360	83	467	17	29,250
	(95)	(2)	(1)	-	(2)	-	(100)

注:八重山営林署・業務概要(1970年),9頁より作成。

()内は割合(%)。

この表によると土地総面積29,250haのうち山林は95%を占め、耕地(田・畑)はわずか3%(=790ha)である。昭和50年町勢要覧による部落別の耕地面積は表4-1の通りである。同表をみる

と、耕地面積は512 ha で表3のものより278 ha も減少している。耕地面積の内訳は水田が23%を占め、畑地は77%である。

表4-1. 耕地面積

地区名	世帯数	農家数	水田	畑地			耕地面積 計	一戸平均 耕地面積
				普通畑	樹園地	小計		
				単位：a				
大原	111	60	1,973	10,757	3,970	14,727	16,700	278
大富	62	40	1,038	6,073	420	6,493	7,531	188
古見	25	8	1,232	683	-	685	1,917	239
美原	15	13	1,395	4,293	340	4,633	6,028	463
上原	117	58	1,363	2,050	10,595	12,645	14,008	242
西表	93	49	4,382	178	6	184	4,566	93
白浜	56	1	30	-	20	20	50	50
舟浮	23	4	353	47	-	47	400	100
計	502	233	11,766 (23)	24,081 (47)	15,351 (30)	39,434 (77)	51,200 (100)	220

注：昭和50年町勢要覧，45頁より作成。（）内は割合(%)。

また同表によると一戸平均耕地規模は2.2 ha となっている。つぎに表4-2で昭和47年の経営規模別農家数を明らかにする。

表4-2. 経営規模別専業・兼業別農家

地区名	経営耕地広狭別農家数										専業・兼業別農家数			
	0.3 ha	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	5.0	10.0	例外	専業	第1種 兼業	第2種 兼業	計
	未満	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	5.0	10.0	規定					
大原	7	8	3	11	14	23					51	7	8	66
大富	2	1	1	15	18	8					23	10	12	45
古見	1	2	4	4	2	3					2	10	4	16
美原	-	-	-	-	4	3	5	3			7	5	3	15
上原	9	5	9	16	10	19					46	13	9	68
西表	6	6	5	21	6	5					20	20	9	49
白浜	-	-	1	1	-	-					1	1	-	2
舟浮	4	2	1	3	-	-					4	1	5	10
計	29	24	24	71	54	61	5	3			154 (57)	67 (25)	50 (18)	271 (100)

注：町役場資料より作成。（）内は割合(%)。昭和47年。

農家総数271戸のうち1 ha 未満の占める割合は28% (= 77戸)，2 ha 未満は75% (= 202戸)，3 ha 未満は97% (= 263戸) となっている。近代的な農業経営を営むためには最低5 ha は必要であり，そのことからすると上述した島の経営規模は小さいと言える。さらに同表から専業・兼業別農家数について述べると，農家総数のうち専業は57%を占め，兼業は43%である。専業と第1種兼業を合

わせると全体の82%に達し、そのことから島の農家の多くは農業によって生計を維持していることがわかる。そのことは表5の—戸当り農家所得をみても明らかである。すなわち—戸当り農業所得500,061円のうち農業所得が70%を占め、農外所得は30%である。

表5. —戸当り農業所得

地帯別	単位：円		
	農業所得	農外所得	計
西表東部	370,408	206,064	576,472
西表西部	325,546	98,103	423,649
西表平均	347,977	152,084	500,061
	(70)	(30)	(100)

注：町役場資料より作成。()内は割合(%)。昭和48年。

それでは昭和47年度の主要作物作付状況を表6-1で示そう。

表6-1. 昭和47年度主要作物作付面積

地区名	単位：ha			
	さとうきび	パイナップル	水田	野菜
大原	82.45	17.56 (22.3)	24.50	—
大富	27.48	17.82 (16.6)	9.60	—
古見	13.74	2.15 (1.9)	11.75	—
美原	13.74	15.60 (7.3)	21.10	—
上原	—	44.21 (56.4)	20.80	—
西表	—	—	77.60	—
白浜	—	—	2.30	—
舟浮	—	—	3.65	—
計	137.74	97.34 (104.5)	171.30	—

注：町役場資料より作成。パイナップルの面積は収穫面積。

()は昭和48年。

同表をみてもわかるように島の主要作物はさとうきび、パイナップル、水稻である。さとうきびは工場が大原にあることから東部地区で生産されており、パイナップルは昭和48年の大富の工場閉鎖で今日では工場のある西部の上原地区一帯で主に生産されている。北岸道路の昭和51年度開通で島の農業生産構造は大きく変わるであろう。昭和48~49, 49~50年期のさとうきびとパイナップルの生産実績は表6-2, 3の通りである。さとうきびの昭和48~49年期操業中止は西表製糖工場の原料不足による操業中止のことである。同年同工場は現在の工場主である与那国製糖KKに買い取られて今日に至っている。

畜産生産の状況は表7のごとくである。

表6-2. 竹富町年次さとうきび生産実績

地区名	昭和48/49年期			49/50年期		
	面積	10a当り収量	生産量	面積	10a当り収量	生産量
小浜	28 ^{ha}	4,607 ^{kg}	1,290 ^t	35 ^{ha}	5,564 ^{kg}	1,947 ^t
西表	操業中止			57	4,867	2,774
波照間	219	8,813	19,299	256	6,225	15,935
計	247	8,334	20,589	348	5,936	20,657

注：昭和50年町勢要覧，45頁より転記。

表6-3. 西表島パイナップル年次別生産実績

年 期	新植面積	未収穫面積	収穫面積	原料生産高
昭和48・49年	4,960 ^a	2,250 ^a	11,469 ^a	2,278,169 ^{kg}
昭和49・50年	2,363	4,960	7,730	2,228,652

注：昭和50年町勢要覧，45頁より転記。

表7. 飼養戸数および家畜頭羽数

地区名	黒毛和種		馬		豚		山羊		水牛		鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
大原	25	142	1	1	2	38	6	32	35	35	6	21
大富	6	29	-	-	16	76	7	25	20	21	-	-
古見	8	112	-	-	1	1	2	40	5	5	-	-
美原	11	151	-	-	1	25	7	95	10	18	1	24
上原	6	47	3	3	6	26	7	27	17	23	10	60
舟浮	1	8	-	-	-	-	3	13	2	2	-	-
西表	9	42	-	-	4	12	-	-	35	41	11	37
白浜	1	2	-	-	2	4	2	5	2	2	7	59
パナリ(古見・新城)	2	837	1	19	-	-	-	-	-	-	-	-
高那	1	392	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成屋	1	268	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヤマハ(カッサ・小浜)	1	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	72	2,127	5	23	32	182	34	237	126	147	35	201

注：昭和50年町勢要覧，46頁より作成。パナリ牧場業者は昭和51年2月9日現在で、古見に牧場の造成をしているが、黒毛和種・馬の導入はしていない。したがって同牧場の数値は新城のみのものである。

Ⅲ 国有林の農業的利用状況

まず島の林野の状況から述べる。林野面積(表8)は27,087 haで、総土地面積29,250 haの93%を占めている。林野面積のうち国有林が約90%を占め、民有林は10%であり、以上から西表島が国有林地帯であることがわかる。同表による民有林面積は2,760 haであるが、表9では約1,343 haとなつて統計数値は一致していない。

表 8. 西表島の林野所有形態

単位: ha			
総面積	国有林	町有林	私有林
27,087	24,327 (24,727)	1,385	1,375
100.0(%)	89.8	5.1	5.1

注: 八重山営林署・業務概要(1970年), 9頁より転記。

数値は土地台帳面積による。但し, ()内は経営案による。

表 9. 竹富町地区別民有林資源

単位: ha, m ³			
地区別	総土地面積	森林面積	材積
竹富	632	190.19	40
黒島	1,373	797.60	1,018
小浜	1,033	223.23	6,090
新城(上・下)	386 (上201)	215.96	30
鳩間	108	35.78	260
西表	29,250	1,342.95	47,759
波照間	1,496	654.65	11,270
計	34,278	3,460.36	66,467

注: 竹富町経済課・昭和49年度農林水産統計, より転記。

参考までに島の部落有林(=入会林)について触れておくことにする。部落有林(表10)は93haあり, そのうち大字西表に90%が存し, 大字上原に5%, 大字古見に3%, 大字南風見に2%あり, 部落有林の大部分は大字西表に存する。私有林1,375 haに占める部落有林の割合は約7%である。

表 10. 西表島の部落有林の状況

森 林 の 所 在 地					所 有 者			備考	割合(%)
大字	小字	地番	地目	面積(坪)	町村	大字番	地名		
西表	西祖納	544	山林	103	竹富町	祖納	591	古見用美外	西表部落 有林
	"	563	"	103	"	"	"	"	
	東祖納	772の甲	"	146,232(49)	"	"	"	"	
	"	613の1	保安林	856	"			西表村	
	"	874	"	1,263	"			"	
	"	875	"	1,767	"	東祖納	74	野底真武那外	
	舟浮	2,352	"	1,333	"			"	
	東祖納	921の2	"	1,288	"	祖納	591	古見用美外	
	舟浮	2,435	"	2,014	"			西表村	
	外離	286の1	原野	96,063(32)	"	祖納	591	古見用美外	
	"	280の3	"	153	"	"	"	"	
	東祖納	921の1	"	2,128(0.7)	"	"	"	"	
小計				253,243(84)				90	
上原	宇那利崎	15	原野	677	竹富町	上原	533	慶田村福里外	上原部落会
	"	200	"	103	"	宇那利崎	382	官良用庸外	
	"	228	"	359	"	上原	533	慶田村福里外	
	"	303	"	1,279	"	"	"	"	
	"	307	"	22	"	"	"	"	
	"	329	"	646	"	"	"	"	
	"	337	"	1,030	"	"	"	"	
	"	338	"	1,936	"	"	"	"	
	"	344	"	593	"	"	"	"	
	"	1	"	2,311	"	"	"	上原村	
	船浦	903	"	222	"	"	"	"	
	"	932	"	2,613	"	"	"	"	
	"	1,007	"	909	"	"	"	"	
	"	1,035	"	67	"	"	"	"	
小計				12,767(4)				5	
古見	古見	35	保安林	2,315				古見村	古見部落
	大板	193	"	2,974				"	
	"	220	"	2,945				"	
小計				8,234(3)				3	
南風見	大保良田	261	原野	4,818	竹富町	新城	13	本底保久利外	南風見村 麩村
	佐久田	293	"	121	"	"	"	"	
	"	398	"	175	"	"	"	"	
	アガリ	539	保安林	1,652				"	
小計				6,766(2)				2	
計				281,010(93)				100	

注：竹富町役場の土地台帳にて作成。()内はhaである。昭和48年1月25日現在。

では国有林内における貸付地の状況について論じよう。琉球政府時代に貸付けられ、復帰後もその貸付が継続している同林の昭和49年度の貸付状況をみると、部分林契約地を除く貸付地は2,667.04 haである。その内訳は農用地が1,460.91 ha，公用地945.44 ha，樹園用地16.43 ha，公共用地8.89 ha，宅地8.45 ha，公益事業用地3.33 ha，その他223.39 haとなっている。なお昭和51年2月1日現在における貸付地状況は表11の通りで、貸付地は2,59 haとなり、そのうち農用地(農耕地・放牧採草地)は1,322 haである。以上から各種貸付地の中でも農地としての貸付地が大きいことがわかる。

表 11. 西表国有林野の地区別貸付地現況

地区別	農耕地	放牧採草地	植樹用地	建物敷	公用・公共・公益事業用地	その他	計	備考
南風見	357	-	1	8	8	-	375	①不要存置
古見	147	249	-	-	257	63	716	林野は含まない。
高那	-	294	-	-	2	107	402	②内訳と計
上原	188	-	9	-	690	21	909	欄の不一致は四捨
西表	11	31	1	3	16	-	61	五入による。
崎山	-	46	-	-	-	-	46	
計	702	620	11	11	973	190	2,509	

注：沖縄営林署提供の資料より作成。昭和51年2月1日現在。

農用地は一般貸付用地と開拓移民用地からなる。前者は琉球政府時代における「森林法」(1953・8・31・立法第46号)と「官有林管理規程」(1954・1・12・訓令第1号)および「日本国国有森林地の管理について」(1962・4・12・指令第2号)，といった3つの法律によって貸付られたものである。そして復帰後の同用地の使用は、復帰特別措置法の「沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(昭和47年5月2日政令第158号)(第3章林野庁関係・第64条国有林野法関係)および「沖縄の復帰に伴う農林省令の改廃に関する省令」(昭和47年5月13日農林省令第29号)(第30条国有林野法関係)，等によって認められている。

後者の開拓移民用地は1957年12月に制定された移住地開発法(立法第109号^{注)})に基づいて貸付されたものである。開拓移民の推移と開拓者の国有地耕作状況を示すと表12および表13の通りである。開拓移民地は「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(昭和46年法律第129号第90条第3項)と「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(昭和47年5月1日政令第105号第36条)に基づいて開拓者に払下げられることになっている。同地のうち豊原の農地109 haは、同部落農家の営農意欲が高いということで、昭和50年度中に農林省林野庁から同省構造改善局へ所属替えされ、県を通じて農家へ売り渡し作業が進められることになっている。

表 12. 西表島における開拓移民の推移

入植年月	入植団名	内容
1948・11	住吉団入植	西表島上原地区を開拓，土地開拓事業の一環として宮古，八重山両郡島政府の斡旋により宮古より入植，沖縄における戦後開拓地の嚆矢である。出身地は宮古島。
1952・8	大富団入植	西表仲間地区を開拓。出身地は大宜味村，竹富町，具志川，コザ，石垣。
1953・3	豊原団入植	西表島南風見地区を開拓。出身地は竹富町，波照間島，

入植年月	入植団名	内 容
		伊江村，大宜味村，仲里村，北谷村，平良市，城辺町，奄美大島。
1954・5	古見団入植	西表島古見地区を開拓。出身地は那覇，佐敷，玉城，東風平，糸満，知念，北中城村，読谷，久志，羽地，具志頭，勝連，竹富，石垣。
1954・6	ヤッサ団入植	西表島ヤッサ島を開拓。出身地は新城島，石垣，東風平。

注：八重山支庁総務課編・八重山要覧，90～91頁より作成。ヤッサ団の入植地は町有地，大富団の入植地は国有林地と町有地，以上以外の3入植地はすべて国有林地。

表 13. 西表島における開拓者の国有地耕作状況

開 拓 団	国 有 地			旧琉政配分地
	開 拓 地 内	開 拓 地 外	計	
豊 原	10,234.4	4,085.0	14,315.4	2,586.9
大 富	15,094.2	3,886.0	18,981.2	7,061.8
古 見	5,063.0	6,048.0	11,111.0	707.6
住 吉	16,600.1	3,018.0	19,618.1	-
ヤ ッ サ	-	221.0	221.0	1,691.1
計	46,988.7	17,258.0	64,246.7	12,047.4

注：沖縄県八重山支庁・八重山要覧（昭和48年），112頁より転記。

旧琉政配分地の中で古見の分だけ未売渡しである。

西表島の各部落の農家の土地所有規模はすでに述べたように零細であるため，実際に国有地（＝林）の貸付を受けている農家の方はその払下げを強く望んでいる。貸付地が自分の所有になると，一段と営農意欲が高まり，さらに金融機関から営農資金等のお金が借りやすくなるとのことである。また今日新たに国有地の貸付を望む農家も多い。

終りに西表国有林の農振指定地域について説明することにする。復帰とともに本土で昭和44年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」が本県にも施行されることになった。竹富町は昭和50年3月27日に農振地域の指定を受け，西表島の国有林もその指定地域に入っている。

竹富町役場の資料によると同町にある国有林は24,781 ha あり，そのうち西表島に24,727 ha ，鳩間島に11 ha ，波照間には43 ha ある。町当局が農振地域に含めようとする国有林面積は全体の15%に相当する3,614 ha である。

西表国有林のうち農振地域指定から除外されている林班はつぎのごとくである。102林のい（貸付地除く），3。103林班のい（貸付地除く），3。104～135林班，136林班のい，3（民有地および干立～浦内間道路に囲まれた区域除く），は，に。136～155林班のい，ろ，は，イ。156～161林班のい，ろ，は。162林班のい。163林班のい，ろ。164～171林班。172林班のい，ろ。173～185林班。186林班のい。189～193林班のい。194林班のい。195，196林班のい。197林班のい，イ。198林班のい。199林班のい。200林班のい。201林班のい。202林班のい。203林班のい。204林班のい。205林班のい。206林班のい，ろ。207林班のい，ろ。208林班のろ，イ（琉大貸付地以外の貸付地除く）。209林班のイ。

(注) 本法制定までは開拓移住に関する根拠法規はなく、予算成立の都合により開拓地造成がなされていたため、不安定な状況におかれていた。本法は開拓者の農地の取得を促進し、地位の安定を図る目的で制定され、農地法第3章未墾地に準じている。

IV 結 論

復帰前もそして今日も国有林貸付地(=農用地)に対する農家の払下げ要求は非常に強い。農家の土地は零細所有であり、規模拡大をして農業の近代化を図るためにも、貸付地の払下げは必要であろう。貸付地の払下げについては地域経済発展との関係や農家の営農意欲問題および払下げ地が企業に買い占められないかどうか、等を十分考慮して慎重に対処する必要がある。また新たな貸付地要求の声もあるが、新規貸付地の検討の場合でも上述した諸問題を十分考慮に入れて慎重に対処することが肝要となる。

参 考 文 献

1. 沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業計画地域指定調書(竹富町)
2. 沖縄総合事務局農林水産部 昭和50年沖縄農業の動向と将来の方向
3. 沖縄開発庁編 1972 沖縄関係法規集覧, 東京, 第一法規出版株式会社
4. 竹富町 昭和49, 50年町勢要覧
5. 竹富町 昭和48, 49年度広域調査報告書
6. 竹富町経済課 昭和48, 49年度農林水産統計
7. 琉球政府経済局林務課編 林業関係法規集
8. 八重山営林署 1970 業務概要

Conclusion

The disposal demand of farms to the lands (agricultural land) lent in the National Forest is very strong before the return of the Okinawa to Japan and after this. The farm lands are small landownership, and therefore it will be necessary to dispose of the lands lent for conducting the modern agricultural management through the scope expansion of agricultural land. As the Administrative Authorities consider carefully the relation with the development of local economy, the volition problem of agricultural management, and whether the disposal lands are not bought up by enterprises, about the disposal of lent land, they must determine whether the lent lands should be disposed of. Furthermore, there are farms demanding new land lent today. When Authorities examine the problem of the new lands lent, it is important to consider the matters above mentioned and meet the problem.